

### 国土利用計画(第二次)への意見を募集します

国土利用計画は、大崎市の区域における国土の総合的かつ計画的な利用を進める上で指針となるものです。都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画など、土地利用に関わる計画の基本になります。

また、本市の計画は、「第2次大崎市総合計画」の将来像「宝の都(くに)・大崎くずつとおおさき・いつかはおおさき」の実現に向け、今後の土地利用のあり方を示すものとして策定を進めています。

■公表方法  
①市ウェブサイトでの閲覧  
(http://www.city.osaki.miyagi.jp/index.cfm/10\_250\_29.html)

②窓口での閲覧  
●政策課(市役所西庁舎4階)  
●市政情報センター(市役所東庁舎1階市政情報課内)  
●市政情報コーナー(市役所各総合支所地域振興課内)  
■応募対象者  
市内に居住または勤務して

いる人、事業所を有する個人または法人

■意見の提出期間  
11月1日(水)～24日(金)

■意見の提出先  
計画案に対する意見と氏名(名称)、住所、連絡先(電話番号など)を必ず記載し、提出してください。

※匿名、電話の意見には応じられません。

①持参の場合  
月々金曜日(祝日除く)8時30分から17時15分まで  
政策課または各総合支所地域振興課に持参

②郵送の場合  
〒989-6188  
大崎市古川七日町1番1号

大崎市市民協働推進部政策課に郵送(11月24日(金)消印有効)

③ファックスの場合  
政策課(☎2427)に送信

④Eメールの場合  
政策課(salsaku@city.osaki.miyagi.jp)に送信

### 秋の火災予防運動が始まります

11月9日(木)から15日(水)まで、全国一斉に秋の火災予防運動が実施されます。

10月1日現在、大崎市全体の火災発生件数は27件で、昨年同時期と比較して18件減少しています。これから空気が乾燥し火災が発生しやすい時季を迎えます。暖房器具を使用する機会も増えるため、火災予防に一層心がけ、火災から尊い命と貴重な財産を守りましょう。

#### 火災発生時の行動

- ①早く知らせる  
「火事だ」と大声を出して近所に助けを求め、小さな火でも119番に通報してください。
- ②早く消火する  
出火から3分以内が自分自身で消火できる目安です。水や消火器はもちろん、水で濡らした毛布や座布団など、身近なもので消火できる場合があります。
- ③早く逃げる  
すぐに消火できなかった場

合は、決して無理はせず、早めに逃げてください。逃げる際は、なるべく燃えている部屋の窓やドアを閉めて新鮮な空気が入らないようにしてください。

#### 火災予防の呼びかけ

今年度の大崎広域防火ポスターに、大崎管内の小学校から172点の応募があり、最優秀賞1点、優秀賞6点、優良賞6点が選ばれました。

また、今年度の大崎広域防火標語は、大崎管内の中学校から92作品の応募がありました。

最優秀作品は、大崎管内の火災予防の広報などで使用されます。

#### 火災予防運動の主な内容

- ▼11月8日(水)10時から、大崎市図書館で火災防ぎよ訓練を実施します。
- ▼火災予防期間中に、消防団と婦人防火クラブで防火チラシを全世帯へ配布します。
- ▼11月9日(木)、10日(金)、13日(月)、14日(火)、15日(水)の19時から、消防団と関係機関が古川地域の一部で拍子木を鳴らしながら、防火パトロールを実施します。



■平成29年度大崎広域防火ポスター 最優秀賞 只埜 旭さん(松山小学校)

■平成29年度大崎広域防火標語 最優秀賞 櫻井 そらさん(美里町) 「未来まで 燃やしてしまう 小さな火」

### 学校教育課学校総務担当

☎5033

### 平成30年度からの奨学生を募集します

平成30年4月に進学・進級する人で、大崎市奨学資金の貸与を希望する予約奨学生を募集します。

※高校在学中に貸与を受けていた人が大学や専門学校へ進学し、引き続き貸与を希望する場合は、再度応募してください。

#### 大崎市奨学資金とは

有用な人材を育成するため、高校・大学への進学意欲と能力のある人に教育を受ける機会を保障し、無利子で奨学資金を貸与する制度です。

■貸与月額  
高校生 1万5000円  
大学生・短大生・専門学校生など 3万円

■貸与期間  
正規の修学年限が満了する月まで

■貸与方法  
年2回、奨学生名義の口座に振り込み

■対象  
次をすべて満たす人

### 農林振興課農業経営係

☎7090

### 農産加工施設などの整備費を補助します

市内でのアグリビジネス事業を創出するため、市内の農業者が行う農産物の食品加工施設や農産加工品直売所、農家レストランなどの施設整備に対して、補助金を交付します。

なお、国や県の補助事業を活用する場合、当事業の補助は受けられません。申請前に詳しい要件などを問い合わせください。

■受付期間  
11月1日(水)～平成30年1月31日(水)

■受付場所  
農林振興課、各総合支所地域振興課農林担当

■対象者  
認定農業者、認定新規就農者、農業法人、農林業者3戸以上で構成する団体組織

■補助対象経費  
①農産加工施設や農家レストラン、市内の農業者が生産加工品を販売する直売所などの改修や整備に要する経費

②製造や製品に関係する機械などを導入するための経費 ※事務用備品や冷暖房設備の経費は対象外です。

■補助率  
補助対象経費の2分の1以内

■補助金上限額  
農家レストランなどの施設整備 500万円  
施設整備以外の経費 150万円

■申込  
農林振興課、または各総合支所地域振興課に備え付けの申請書類に必要事項を記入し、添付書類を添えて提出



▲大豆の加工機器